



2005年8月3日

公正取引委員会事務総局官房総務課 御中

独占禁止法改正法の施行に伴い整備する公正取引委員会規則の
原案に対する意見書

東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック 39MT ビル 10 階
在日米国商工会議所

前略

貴委員会が平成 17 年 6 月 30 日付で公表されました独占禁止法改正法の施行に伴い整備する公正取引委員会規則の原案に関し、以下の通り意見を述べさせていただきますので、ご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。
ご質問等ございましたらご連絡ください。

草々

ACGJは以前より、日本のすべての企業にとって市場アクセスを容易にし、健全な競争環境を促進させるためには、独占禁止法の厳正な執行が必要であると主張してきた。よってACGJは、独占禁止法執行における公正取引委員会の役割強化を歓迎し、課徴金減免制度の導入や、犯則調査権限の導入等を含む、公正取引委員会の独占禁止法執行能力を強化するためになされている今回の努力を強く支持する。

日本における独占禁止法の効果的な執行のための必要条件は、透明、公正、予見可能で信頼できる執行プロセスである。従って、日本の消費者が活力ある公正な市場競争の恩恵を完全に受けることができるようにし、日本において競争促進的な規制・構造改革を推進するために適切なグローバル・ベスト・プラクティスと整合する独立禁止法執行体制を確保する必要がある。

公正取引委員会が非公式の制裁として行う行政指導（警告や注意）や各種調査の多数は、特に公正取引委員会がホームページやマスコミ等において公表する場合、消費者に与える企業イメージに対するマイナス効果が大きく、いずれも企業が苦勞して築き上げた名誉、信用、ブランド価値、その他法的に保護されるべき企業の経済的利益を著しく減少させる性質のものである。そうしたマイナス効果にも係らず公正取引委員会に対しては、警告や注意、各種調査を実施するに至った経過や、それらを公表する際における厳格なデュープロセスの運用基準が義務付けられていない。

こうした理由から、公正取引委員会による、このような企業の財産価値の減少を伴う制裁（非公式な制裁および「排除措置命令」を含む公式な制裁）には、その実施に当たり厳格なデュープロセスが確保されている必要がある。従って、公正取引委員会規則の作成に際しては、デュープロセスをより重視した対応が求められる。さらに、独占禁止法の改正に伴いその運用の改正も進められるわけだが、独占禁止法だけに限らず、景表法や下請法のような独占禁止法関連法令全般についても、制裁が課されるときには、デュープロセスの確保された運用がなされるよう、引き続き関係法令の改正及びその運用の改正が検討されるべきである。

I. 予見可能性の確保

行政処分等が企業の財産価値の減少を伴うものである以上、企業がどのような場合に、どのような行政処分等を受けるかにつき予測可能性を持てる法令の運用を確保することが、国家による不当な企業の財産価値の減少を

回避するためのデュープロセスの観点から必要である。そのためには少なくとも以下のような手続が必要である。

(1) 実効性のあるノーアクションレター（事前相談手続）制度の整備
公正取引委員会による財産価値の減少を伴う行政処分等を一定範囲で正当化する前提として、企業が事前に法令違反行為に該当するか否かを照会して適法・安全に自己の行為の結果につき予見可能性をもって行動できる制度の確立が重要かつ必要である。そのためには、早急に合理的かつ実効性あるノーアクションレター制度を確立すべきと考える。

(2) 行政行為の基準の明示と公表

① 基準の明示

行政処分等が与える影響の大きさを考慮すると、公正取引委員会がどのような場合に、どのような内容の行政処分等を行うのかを客観的な基準に基づき明示するとともに、その公表・非公表についてもその基準等を客観的にルール化することが、法の公平かつ透明な運用に資するものであり、財産価値の減少を伴う行政処分等に対する企業の予見可能性を確保するためにも必要である。

② 公表の手続保障

行政処分等の公表が企業の事業活動にもたらす悪影響を考慮すると、財産価値の減少かつ制裁的性質を有する行政処分等の公表は、必要最小限の範囲及び方法に留めるべきであるし、行政処分等を公表する際には、公表にいたるまでの手続きを明確に定める必要がある。

特に、現在原則として公表されることとなっている「警告」は、客観的な基準により公表が行われているとは言い切れず、原則として非公表とすべきである。また、その公表・非公表を問わず、警告に関して事後的に争う法的手続を明確に定める必要がある。さらに、行政処分等の前段階において、立入審査する時点で実際上マスコミに立入審査の情報がリークされており、立入審査が行われた事実が立入審査と同時に公表されることが多いが、これも行政処分の公表と同様に企業の財産価値の減少をもたらすものであり、公正取引委員会による審査の結論が出る前にはこのような公表がなされるべきではない。

Ⅱ．刑事訴訟手続に類似するルール

行政処分等が財産価値の減少を伴う制裁的な意味を有し、公正取引委員会の審査・審判においても、刑事訴訟手続に類似する厳格なルールが遵守される必要がある。上記の厳格なルールの制定は、より一層必要であるといえる。そして、この厳格なルールには少なくとも以下のような規定が含まれるべきものと思料する。

- (1) 行政調査部門と犯則調査部門間における、適正かつ厳格なファイアフォールの確保とその実務的な実施手続の確立
- (2) 行政調査における任意の意見申述・証拠提出の公正取引委員会による受理義務の明示
- (3) 排除措置命令・課徴金納付命令の事前通知時における事実認定に係る証拠についての説明の義務化（審査規則第25条、第29条）

そもそも排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人となるべき者に意見陳述及び証拠提出の機会が設けられたのは、事件の当初の段階で意見・証拠を十分に開示し、充実した議論を行うことによって、いたずらに審判手続を行うことなく事件を早期に解決するためである。これは公正取引委員会の審査に関する規則案25条にある「（予定される排除措置命令の内容等）について説明する場合には、当該説明を行うために必要な範囲で、当該説明を受ける者に係る委員会の認定した事実に関する証拠について、説明するものとする。」という部分と矛盾する。事件の早期解決という本来の目的を考慮すれば、公正取引委員会による証拠の説明が義務であることを明確にし、その範囲も「当該説明を行うために必要な範囲」で「当該説明を受ける者に係る」証拠ではなく、「公正取引委員会の認定した事実に関するすべての証拠を開示し、説明」すべきであり、かつその証拠を開示することを明確にすべきである。新法第54条において、排除措置命令は公正取引委員会が必要だと認めて執行停止をしない限り、審判手続を経ることなく効力が発生してしまうことに鑑みると、この規定はデュープロセスの確保のための重要な規定であり、排除措置命令、課徴金納付命令の名宛人の証拠に関する平等な機会を確保するべく起案されるべきである。

以上